

令和 5 年 3 月 24 日付け 4 動検第 1322 号
令和 6 年 5 月 9 日付け 6 動検第 136 号
令和 8 年 7 月 1 日付け 8 動検 240 号（一部改正）

畜産物の輸入検査要領

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 37 条に規定する骨肉卵皮毛類（以下「畜産物」という。）の輸入検査は、法、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号。以下「規則」という。）及び本要領（別途定める場合を除く。）に基づき実施する。

検査手続に係る申請、処分等については、関係者の利便性を考慮し、電子メール又は「電子情報処理組織等による動畜産物輸出入検査関連事務手続要領」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 動検第 673 号。以下同じ。）に定める電子情報処理組織等により行うことができるものとする。

1 申請前の指導

家畜防疫官は、検査手続が円滑に実施できるよう畜産物を輸入する者又はその代理人（以下「輸入者」という。）に対し、関係法令及び家畜衛生条件、検査手続並びに輸入者の責務について説明する。

2 申請

（1）輸入検査申請書の提出

法第 40 条第 1 項及び規則第 49 条に基づく届出（以下「申請」という。）は、「輸入検査申請書」（規則別記様式第 23 号）を動物検疫所に提出することにより行わせる。

提出先は、原則として畜産物を輸入する港又は飛行場（法第 38 条に規定。以下「輸入港」という。）を管轄する動物検疫所とする。また、法第 40 条に基づく検査（以下「輸入検査」という。）を輸入港以外の場所では実施するときは、後記 3（1）の検査場所を管轄する動物検疫所にも併せて提出させる。

（2）輸入検査申請書の添付書類

必要な限度において、次に掲げる物とする。

- ア 輸出国政府機関発行の検査証明書（以下「検査証明書」という。）
- イ 輸入検査に必要と判断するもの（加工工程説明書、事情説明書等）

3 畜産物の送致及び蔵置

（1）検査場所

畜産物の検査場所は、法第 40 条第 3 項に基づく場所とする。

(2) 検査場所への送致

検査場所が輸入港以外の場所に所在する場合、家畜防疫官は法第 40 条第 4 項に基づく検査場所への畜産物の送致に係る順路その他家畜防疫上必要な措置について輸入者に対し必要に応じあらかじめ指示する。

(3) 畜産物の蔵置

畜産物の蔵置に係る指示は、以下とする。

ア 輸入した原状のまま他のものと隔離し、家畜防疫官の許可なく開梱等を行わないこと。

イ 輸入検査申請ごとに、必要事項について指定検疫物票（別記様式 1－1 号又は 1－2 号）により表示すること。

なお、航空貨物の場合には、指定検疫物票を輸入貨物情報照会（IAW）の提出に代えることができる。また、コンテナ検査を実施する場合には、指定検疫物票による表示を省略することができる。

4 輸入検査

輸入検査は、書類検査、現物検査及び精密検査とする。

(1) 書類検査

家畜防疫官は、前記 2 により提出された輸入検査申請書等について、法第 36 条及び第 37 条の規定の違反の有無の検査及び記載内容の照合確認を行う。この際、検査のため畜産物を検査場所に蔵置するときは、畜産物の入庫状況を確認する。また、第 3 国経由等により必要がある場合には、コンテナ及び封印の状況を併せて確認する。

(2) 現物検査

ア 輸入者への通知

検査場所を管轄する動物検疫所は、現物検査を実施する場合、速やかに輸入者に通知する。

イ 抜き打ち検査の実施

前記（1）の書類検査が終了したもののうち、次に該当するものは、それぞれに定める方法により対象を定めて現物検査を実施する（以下「抜き打ち検査」という。）。

なお、書類検査の結果、違反が確認された場合又は消毒処置等が必要と判断されたものは、抜き打ち検査の対象から除外する。

（ア）次に掲げるもののうち、家畜衛生条件に基づき輸入されたもの、農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理して輸入されたもの又は悪性の家畜伝染病の発生のない地域から直接輸入されたものにあつては、スキップロット方式（IS02859-3 に準じる抜き取り方式）による方法。

a 規則第 45 条第 2 号に規定する卵（種卵を除く。）、第 3 号に規定する骨、肉、脂肪、皮、毛、羽、角、くちばし、蹄、爪、腱、臓器及び第 4 号に規定する乳等（後記（イ）のものを除く。）

b a を原料とする加工品

c 第 6 号に規定するソーセージ、ハム及びベーコン

（イ）規則第 45 条第 4 号に規定する乳等のうち、家畜衛生条件に基づき輸入されたものであって、偶蹄類動物の飼料の用に供されるもの以外のものは、各動物検疫所で別途策定した計画による方法。

ウ 検査の方法

現物検査は、次の事項に留意して実施する。

（ア）現物検査は、別紙 1－1（開梱数分類）及び 1－2（開梱数一覧）により、申請数量に対応した梱包数を下限として無作為に抽出して実施する。

なお、申請梱包数量が別紙 1－2 に定める開梱数に満たない場合にあっては、全量について検査を実施する。

（イ）抽出した畜産物の状況（検査証明書の記載内容と梱包外装表示や梱包の状態、検査対象物の種類、性状、異物の混入その他の異常の有無等）について検査を実施し、結果等を指定検疫物票に記入する。ただし、前記イにより抜き打ち検査を実施するもののうち、検査場所から報告された畜産物の入庫状況により貨物の状態が確認できると判断できる場合、家畜防疫官による現物検査を省略することができる。

（3）精密検査

精密検査は、監視伝染病の病原体による汚染の有無、輸出国におけるリスク低減措置状況の確認等の必要がある場合に実施する。

（4）その他

検査材料の採取を行う場合には、関税法等関係他法令に抵触することなく、以下により衛生的に実施する。

ア 輸入者の立会いのもと、検査材料の採取を行う。

イ 採取量は、必要最小限度とする。

ウ 検査材料の採取後、輸入者に見本採取票を交付する。

5 検査に基づく処置

（1）消毒

家畜防疫官は、検査の結果、畜産物が監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認める場合には、輸入者に対し、法第 46 条第 1 項で準用する法第 23 条第 1 項及び法第 46 条第 2 項の規定に基づき消毒を指示し、処置を行わせる。

（2）焼却等

家畜防疫官は、前記（１）の処置を講じても輸入が認められない畜産物については、輸入者に対し、焼却又は埋却を指示するとともに、当該畜産物を焼却又は埋却するまでの間、他の貨物と明確に区分、隔離し、輸入が認められない貨物であることを明確に表示させ、必要に応じ家畜防疫官の立会いのもとに処置を行わせる。

なお、輸入者が返送を希望するときは、関税法等関係法令に抵触しないことを確認させ、家畜防疫上必要な事項を指示した上でこれを認める。

6 輸入検疫証明書の交付

家畜防疫官は、前記４及び５の結果、畜産物が監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないと認められるときは、法第４４条に基づき輸入検疫証明書を交付する。輸入検疫証明書を書面により直接交付する場合は、「動物検疫所行政文書取扱要領」（平成２３年４月１日付け２３消安第２５０号）に基づき、受領簿等にその接受を記録する。ただし、必要がある場合は、受領者の同意を得た上で受領簿等に署名させる。

7 輸入検査結果の記録等

輸入検査の記録等は、輸入検査申請ごとに、輸入検査の実施状況、結果等を畜産物検査結果記録票（別記様式２号）により行い、定期的に記録漏れがないことを確認すること。

指定検疫物票					
種 類			仕 出 国 名		
庫 入 時	重量	kgs	商 標		
	個数	個			
仕 出 国 検疫証明書	重量	kgs	オ ー バ ー	kgs	
	個数	個	シ ョ ー ト	kgs	
船(又は機)名			入 港	港 名	港
				年 月 日	年 月 日
庫入年月日			検査年月日		
輸 入 者 名			検 査 官 名		
備 考			検 疫 状 況		

別記様式 1－2号

指定検疫物票

動物検疫



2008-09-19 出力

以下の物品は、他の貨物と隔離の上、蔵置し、当該票を掲示すること。
また、輸入検査が終了するまで、家畜防疫官の許可なく開梱しないこと。

申請番号	HB000178	入庫年月日	
申請者氏名	INU NEKO SINSEISYA		
荷受人氏名	AAA		
仕出国（地域）	NZ NEW ZEALAND	商 標	AAA
搭載船（機）名	FUNE		
B / L 番 号	00000000000000000000000000000000		
Aコンテナ／封印	/	入庫状況／受入	/
明 細 外 検 査 対 象 品		数 量	梱 包 数

1			
	数 量	梱 包 数	
申請時	10,000.00 KG	100 CT	
入庫時			
種 類	2120110000 BEEF (FROZEN)	用 途	11 食用
検査証明書番号			
指定処理施設	NZ-		

備 考	検査官名 及び 検査年月日		
	検 査 状 況	見本採取の有無	

別記様式 2 号

畜産物検査結果記録票

申請番号：

注意) 書面による輸入検査申請にあつては検疫証明書番号(申請番号)を輸入検査申請書に記載すること

書 類 検 査		現 物 検 査	
年 月 日 家畜防疫官	<特記事項> ☐ H/C コピー ☐ 条件不備 ☐ その他 ☐ 完備 ☐ 不備 消毒の指示 無 ・ 有 薬剤： 方法：	年 月 日 家畜防疫官	☐ 書類検査結果の確認 検査数量 及び/又は 開梱数 () 見本採取 ☐ 解凍検査のため ☐ 精密検査()のため ☐ 採取数量及び/又は梱包数 () 消毒の実施 ☐ 無 ☐ 指示内容のとおり実施
		☐ 異常なし ☐ 異常あり	
消毒の指示 無 ・ 有 薬剤： 方法：	開梱必要数 ()	<特記事項>	
保留となった場合の経緯、指示事項及び担当者			
合 否 判 定 年 月 日 家畜防疫官		システム入力 年 月 日 家畜防疫官	

類別	種 類	用 途		ペットフード用	試験研究用	その他
		非加熱	加熱処理			
骨 類	骨	表 1		表 2		
	砕骨					表 9 ^(注2)
	蹄角	表 1		表 2		
	骨髄	表 1		表 2		
	生骨粉					表 9 ^(注2)
	加熱処理骨粉					表 9 ^(注2)
	蹄角粉					表 9 ^(注2)
	その他の骨	表 1		表 2		
肉 類 ^(注3)		表 1	表 2	表 2		
臓器類	ケーシング	表 3				
	その他 ^(注3)	表 1	表 2	表 2		
卵 類	液卵	表 3				
	その他	表 4				
皮 類		表 1		1 梱包 20kg 超又は梱包形態でないもの ^(注1) ; 表 5 1 梱包 20kg 以下 ; 表 6		
毛 類	毛			1 梱包 30kg 超 ; 表 7 1 梱包 30kg 以下 ; 表 1		
	羽毛			表 3		
乳 等	食用	表 1 ^(注2)				
	非食用	表 9 ^(注2)				
畜産物等の	血液、血清、体液	表 1		表 8		
	精液、受精卵、未受精卵、細胞				1 梱包	
	ふん、尿				表 9 ^(注2)	
	高温加熱ペットフード ^(注4)			表 2		
	その他の畜産物	表 1		表 1		
ミール類		表 9 ^(注2)				

(注1) 梱包形態でないものとは原皮をそのままパレット積みしたものを言う。この場合、皮1枚を1梱包と考えること。

(注2) 1梱包当たりの重量が300kgを超えるものについては、開梱数を1梱包とする。ただし、家畜防疫官が必要と認める場合においては、この限りではない。

(注3) 同一畜種、同一用途の肉類と臓器類(ケーシングを除く。以下同じ。)又は同一家畜衛生条件に基づき輸入される骨類、肉類、臓器類及び皮類が、同一の申請で申請された場合は、その合計数量により開梱数を算出して差し支えない。

(注4) 高温加熱ペットフードとは畜産物品目コード(794090)に該当するものをいう。

開梱数一覧

表 1	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
1,600未満	3
1,600-5,000未満	4
5,000-17,500未満	7
17,500-75,000未満	10
75,000-250,000未満	16
250,000以上	25

表 2	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
3,500未満	3
3,500-15,000未満	4
15,000-50,000未満	7
50,000以上	10

表 3	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
全て	3

表 4	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
15,000未満	3
15,000-50,000未満	4
50,000以上	5

表 5	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
17,500未満	13
17,500-112,000未満	50
112,000-350,000未満	80
350,000-1,225,000未満	125
1,225,000-5,250,000未満	200
5,250,000-17,500,000未満	315
17,500,000以上	500

表 6	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
1,000未満	3
1,000-3,500未満	5
3,500-15,000未満	7
15,000-50,000未満	11
50,000以上	17

表 7	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
2,500未満	3
2,500-16,000未満	5
16,000-50,000未満	8
50,000-175,000未満	13
175,000-750,000未満	20
750,000-2,500,000未満	32
2,500,000以上	50

表 8	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
250未満	3
250-1,600未満	5
1,600-5,000未満	8
5,000-17,500未満	13
17,500-75,000未満	20
75,000-250,000未満	32
250,000以上	50

表 9	
申請数量[kg]	開梱数〔個〕
5,000未満	3
5,000-17,500未満	4
17,500-75,000未満	5
75,000-250,000未満	8
250,000以上	13

(参考1) ロットサイズとサンプル数の対応表

ロットサイズ	サンプル数
	AQL=1% 検査水準 I
2-8	13 [※]
9-15	13 [※]
16-25	13
26-50	13
51-90	13
91-150	13
151-280	13
281-500	13
501-1200	50
1201-3200	50
3201-10000	80
10001-35000	125
35001-150000	200
150001-500000	315
500001以上	500

※検査数がロットサイズを上回る場合には全数検査。

(参考2) 開梱数算出のために用いる換算値一覧

種類	用途等	サンプル重量		梱包換算値	
肉・臓器・骨類	食用	非加熱	500g	非加熱	10kg
		加熱処理	100g	加熱処理	5kg
	非食用	100g		5kg	
	ケーシング	500g		100kg	
	骨粉、蹄角粉	500g		20kg	
卵類	全て	液卵	100g	液卵	100kg
		その他の卵	100g	その他の卵	10kg
皮類	食用	500g		10kg	
	原皮	35kg		なし(梱包形態ではないため)	
	その他の皮類	100g		3kg	
毛類(毛)	原毛	5kg		50kg	
	その他の毛類	500g		10kg	
毛類(羽毛)	全て	50g		10kg	
乳等	食用	500g		10kg	
	非食用	500g		20kg	
血液・血清・体液	食用	500g		10kg	
	その他の血液・血清・体液	500g		5kg	
ミール類	全て	500g		20kg	
ふん、尿	全て	500g		20kg	
その他の畜産物	全て	500g		10kg	